⑻～⑾　第１号⑻～⑾に同じ
⑿　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、入札日から過去２年以内に70点未満の工事成績評定を通知された関東地方整備局が発注し完成した工事がある者に対して、現場代理人と監理技術者の兼務を認めないこととする試行対象工事である。なお、５⑺で定める監理技術者とは別に配置する技術者とも兼務を認めない。
⒀　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する者に対して実施する工事完成後の工事コスト調査において、工事コスト調査結果の内容と、低入札調査時の重点調査の内容が著しく乖離した場合においては、施工体制台帳の確認やヒアリングの実施等を行い、乖離理由を検討したうえで場合によっては工事成績評定を減ずる試行対象工事である。なお､工事コスト調査の内訳については、工事コスト調査終了後関東地方整備局又は北首都国道事務所のホームページにより公表する。
⒁　本工事は「施工プロセスを通じた検査の試行について（平成22年３月29日付け大臣官房地方課長、技術調査課長)」による「施工プロセスを通じた検査」の試行対象工事である。
　本工事においては、工事施工中、品質検査員による工事実施状況、出来形及び品質について確認を行うこととし、その結果を踏まえて既済部分検査及び完成検査（完成技術検査を含む）を行うこととする。また、支払い条件は「出来高部分払方式」を採用する。
　ただし、契約締結日により工期が180日以下となる工事は、本項の試行対象工事としない。
⒂～⒆　第１号⒂～⒆に同じ
２　競争参加資格
⑴　第１号２⑴に同じ
⑵　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。)における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。)が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)。
⑶　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。)における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること（⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。)。
⑷　第１号２⑶に同じ
⑸　平成11年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。(ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。))
㋐　盛土量が100,000㎥以上の道路工事であること。
㋑　躯対高さが５m以上のプレキャスト擁壁（補強土壁を含む。)の工事であること。
　ただし、上記㋐、㋑は同一工事でなくともよい。
　なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
　経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社は上記の施工実績を有し、他の構成員は元請けとして完成・引渡しが完了した上記㋐の施工実績を有すること。
　異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。
⑹　第１号２⑸に同じ
⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
　複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。
①　第１号２⑹①に同じ
②　１人の者が、平成11年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記に掲げる同種工事の経験を有する者であること。(共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。(ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。))
㋐　盛土量が100,000㎥以上の道路工事であること。
　なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
　経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。
　異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事においての経験のみ同種工事の経験として認める。
③　第１号２⑹③に同じ
⑻～⑾　第１号２⑺～⑽に同じ
３　総合評価に関する事項
⑴　落札方式
①　入札参加者は「価格」､「工事全般の施工計画」及び「施工体制」をもって入札し、次の㋐、㋑の要件に該当する者のうち、⑵「総合評価の方法」によって得られた数値（以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。
㋐　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
㋑　評価値が、標準点を予定価格で除した数値(「基準評価値」)に対して下回らないこと。
②　第１号３⑴②に同じ
⑵　総合評価の方法
①　第１号３⑵①に同じ
②　「加算点」の算出方法は、予定価格の制限の範囲内での入札参加者のうち、下記㋐の評価項目について評価を行い加算点を算出する。また､「施工体制評価点」は下記㋑の評価項目を評価して算出する。なお､「施工体制評価点」の低い者に対しては「加算点」を減ずる場合がある。
㋐　工事全般の施工計画
㋑　施工体制（施工体制評価点）
③　第１号３⑵③と同じ
④　②㋐、㋑の評価項目について、共通仕様書、特記仕様書及び関係法令を遵守し、一般的な施工機械により施工（詳細は入札説明書参照。)及び管理する方法を用いて作業を行う者で、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合に標準点（100点）を与え、さらに②㋐の工事全般の施工計画並びに②㋑の施工体制の内容に応じて、それぞれ加算点及び施工体制評価点を算出し与える。
⑤　②㋐の「工事全般の施工計画」については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、施工計画の内容に応じて、Ⅴ（60点)、Ⅳ（45点)、Ⅲ（30点)、Ⅱ（15点)、Ⅰ（０点）により評価を行い加算点を与える。なお、未提出である又は全ての提案が不適切である場合は欠格とする。
⑶　⑵②㋐の評価基準の詳細は入札説明書による。
⑷　⑵②㋐で求めた、工事全般の施工計画については、履行状況から、受注者の責により入札時の評価項目の内容が実施されていないと判断された場合は、工事成績評定を減ずることとし、５点を減ずる。
４　入札手続等
⑴～⑸　第１号４⑴～⑸に同じ
⑹①～②　第１号４⑹①～②に同じ
③　郵送等による入札の受領期限は、平成26年９月４日12時00分　送付先は、関東地方整備局総務部契約課契約第一係。
　開札は、平成26年９月９日午前10時30分　関東地方整備局総務部契約課にて行う。
　なお、落札決定の日は開札の翌日（土曜日、日曜日及び祝日は除く。)を予定する。
５　その他
⑴～⑹　第１号５⑴～⑹に同じ
⑺～⑱　第１号５⑻～⒀、⒂～⒅に同じ
６　Summary
⑴～⑵　The same with notice above (No.1)
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Kenou Expressway Sashima area improvement No.2.
⑷～⑹　The same with notice above (No.1)

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成26年６月９日
支出負担行為担当官
中部地方整備局長　八鍬　　隆